

# 地方自治特論 B

## (市民自治論)

2017 年度秋学期

第 7 回 (資料)

2017. 11. 16 (木)

第 3 時限 (13:00~14:30)

於 3 号館 811 室

片木 淳

katagi@waseda.jp (◎は@)

次回までに、(討論資料)

朝日新聞記事「参院選、3.08 倍差『合憲』 合区後の一票の格差 最高裁」(2017 年 9 月 28 日付)

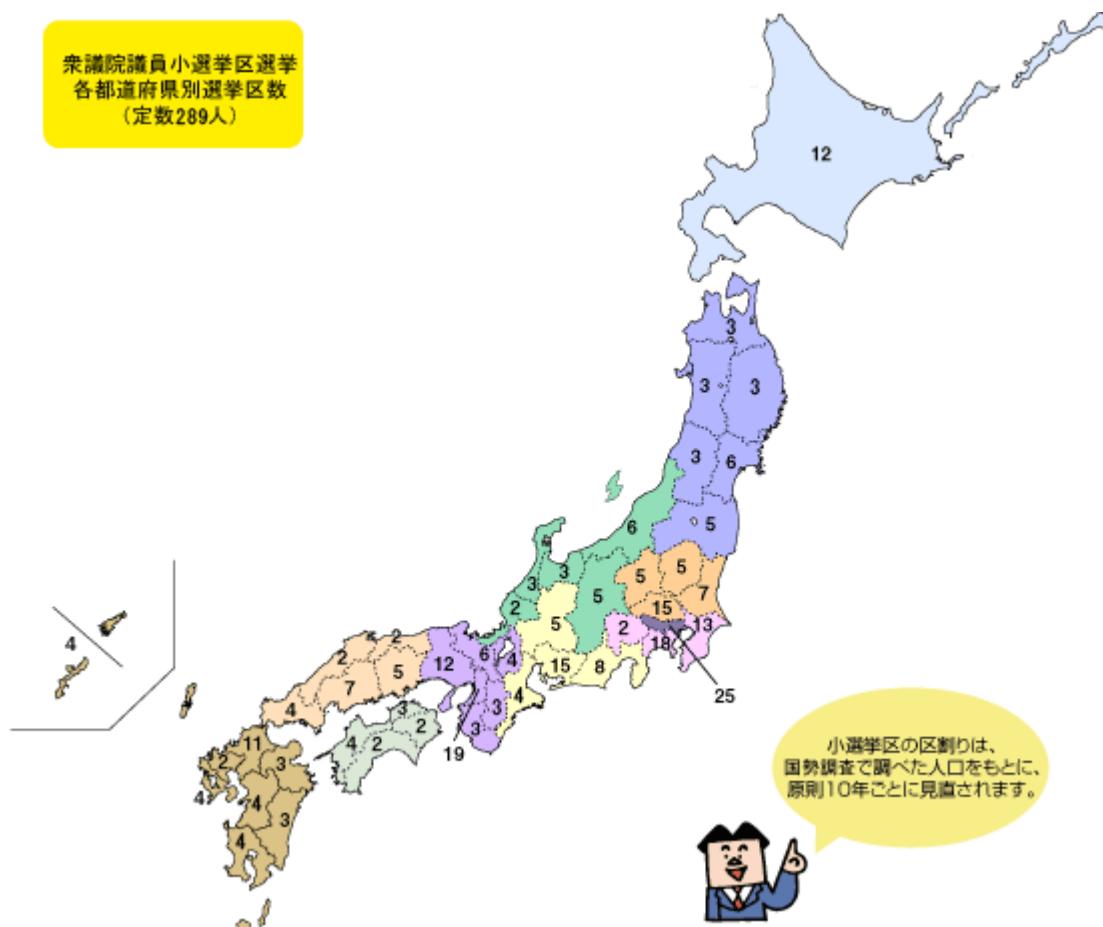
(最後に掲載) を読んで研究しておくこと。

## 1.衆議院議員選挙制度

### 1.1 衆議院議員総選挙

「 総選挙とは、衆議院議員の全員を選ぶために行われる選挙のことです。小選挙区選挙と比例代表選挙が、同じ投票日に行われます。総選挙は、衆議院議員の任期満了（4年）によるものと、衆議院の解散によって行われるものとの2つに分けられます。

衆議院議員の定数は465人で、うち289人が小選挙区選出議員、176人が比例代表選出議員です。」



衆議院議員比例代表選挙 選挙区と各選挙区別定数 (定数 176 人)

ブロック	都道府県	定数
北海道	北海道	8
東北	青森／岩手／宮城／秋田／山形／福島	13

北関東	茨城／栃木／群馬／埼玉	19
南関東	千葉／神奈川／山梨	22
東京都	東京	17
北陸信越	新潟／富山／石川／福井／長野	11
東海	岐阜／静岡／愛知／三重	21
近畿	滋賀／京都／大阪／兵庫／奈良／和歌山	28
中国	鳥取／島根／岡山／広島／山口	11
四国	徳島／香川／愛媛／高知	6
九州	福岡／佐賀／長崎／熊本／大分／宮崎／鹿児島／沖縄	20

【出典：総務省 HP「選挙・政治資金 > 選挙 > なるほど！選挙 > 選挙の種類」。H.29.11.13 閲覧。下線は片木】

## 1.2 衆議院 小選挙区比例代表並立制の導入

小選挙区比例代表並立制 —— 小選挙区制と比例代表制を衆議院定数の 289 : 176 (当初 300 : 200 = 500) で組み合わせた制度。

### 1.2.1 中選挙区選挙制度に対する批判

- ① 同一政党から複数の候補者が立候補するため、政党、政策の争いというよりは個人同士の争いとなる。
- ② 選挙や政治活動が候補者と有権者の間の個人的なつながりに依存しがちとなる。
- ③ 選挙に要する資金の膨張をもたらすこととなる。
- ④ 永年にわたり政党間の勢力状況が固定化し、政権交代が行われず、政治における緊張感を失わせ、政治の腐敗をも招く。

### 1.2.2 小選挙区比例代表並立制の成立

平成 5 年 6 月 18 日 衆議院、内閣不信任案可決。宮沢喜一首相が衆議院を解散。その後、武村正義氏らが、自民党を離党。新党さきがけを結成。羽田孜、小沢一郎らも離党。新生党を結成。

7 月 18 日 第 40 回総選挙。自民党が過半数を割り、社会党、新生党、日本新党、民社党、さきがけ、社民連他の細川連立政権が誕生。

9 月 17 日 臨時国会開会。連立与党、政治改革関連法案提出。

平成 6 年 3 月 4 日 政治改革関連 4 法案成立。小選挙区比例代表並立制導入。

### 1.2.3 衆議院比例代表選挙の仕組み

**重複立候補**——衆議院小選挙区選挙と衆議院比例代表選挙の両方の候補者に同時になることができる。そのうち衆議院小選挙選挙の当選人とされた者は、当該衆議院議員名簿に記載されていないものとみなされる。

**拘束名簿式**——政党内における当選の順位は名簿届出政党等が届出をした順位により決定。重複立候補者については同一の順位をつけて届出をすることができる。その場合、当選人となるべき順位は、惜敗率の最も大きい者から順次決定する。

**惜敗率**——衆議院小選挙区選挙における得票数の、当該小選挙区における最多得票者数の得票数に対する割合。

#### 重複立候補<ケース>

ある政党は、小選挙区選挙に届け出た候補者のうち、A、B、Cの3人を比例代表選挙の名簿にも登載しました(重複立候補)。

比例代表選挙の当選人となるべき順位は、第1位を甲とし、重複立候補者のA、B、Cを同一順位の第2位とし、第5位を乙としました。

選挙の結果、小選挙区選挙ではAが当選、B、Cは落選しました。落選したB、Cのそれぞれの小選挙区における得票数の最多得票者の得票数に対する割合(いわゆる惜敗率)はBが80%、Cが90%でした。

比例代表選挙では、この政党は2議席を獲得しました。

候補者(小選挙区)			名簿による届出候補者(比例代表選挙)		
小選挙区名	氏名	当・落	届出時の順位	氏名	当選順位
…選挙区	A	当	1	甲	①
…選挙区	B	落 惜敗率80%	重複立候補(同一順位)2	A 惜敗率80%	—
…選挙区	C	落 惜敗率90%	2	B 惜敗率90%	3
			2	C 惜敗率90%	②
			5	乙	4

このようなケースの場合、この政党の比例代表選挙の当選人は、次のように決定されます。

- ① まず、名簿登載順位第1位の甲が当選人となります。
- ② 名簿には第2位に同順位としてA、B、Cの3人が登載されていますが、小選挙区選挙で当選したAは、小選挙区の当選が優先され比例代表選挙の名簿には登載されていないものとみなされますので、第2位はB、Cのみとなります。
- ③ 次にいわゆる惜敗率によりB、Cの当選人となるべき順位を決めます。惜敗率はBが80%、Cが90%ですから、当選人となるべき順位はCが第2位、Bが第3位となります。
- ④ この政党は2議席を獲得しましたので、Cがもう1人の当選人となります。

(苦小牧市  
ホームページ  
による。)

### 1.2.4 衆議院小選挙区選出議員の選挙において供託物没収点に達しなかった重複立候補者の比例代表選挙における当選の排除

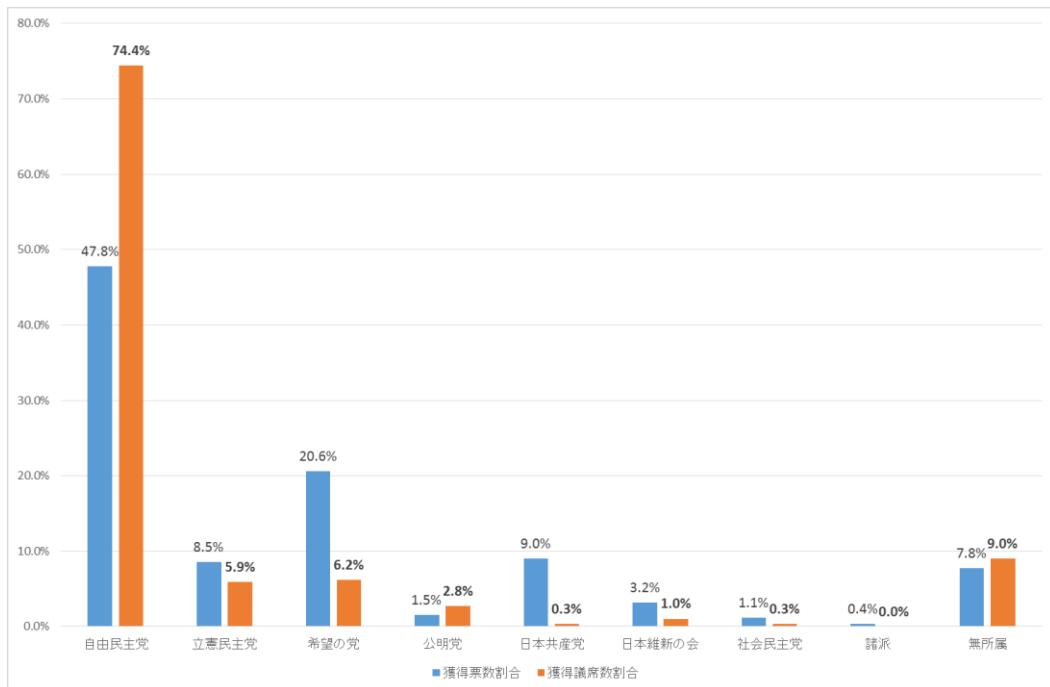
平成12年5月17日に公布、施行された「公職選挙法の一部を改正する法律」により、衆議院小選挙区選出議員の選挙において、得票数が供託物没収点(有効投票総数の1/10)に達しなかった重複立候補者は、比例代表選挙においても当選人となることができないものとされた。

1.3 第48回衆議院総選挙（2017年10月22日執行）各党の獲得議席数と票数（過剰代表又は過少代表）

	合計		小選挙区				比例代表選挙区			
	獲得議席	議席占有率	獲得議席	議席占有率	得票数	得票率	獲得議席	議席占有率	得票数	得票率
自由民主党	281	60.4%	215	74.4%	26,500,777	47.8%	66	37.5%	18,555,717	33.3%
立憲民主党	54	11.6%	17	5.9%	4,726,326	8.5%	37	21.0%	11,084,890	19.9%
希望の党	50	10.8%	18	6.2%	11,437,602	20.6%	32	18.2%	9,677,524	17.4%
公明党	29	6.2%	8	2.8%	832,453	1.5%	21	11.9%	6,977,712	12.5%
日本共産党	12	2.6%	1	0.3%	4,998,932	9.0%	11	6.3%	4,404,081	7.9%
日本維新の会	11	2.4%	3	1.0%	1,765,053	3.2%	8	4.5%	3,387,097	6.1%
社会民主党	2	0.4%	1	0.3%	634,770	1.1%	1	0.6%	941,324	1.7%
日本のこころ									85,552	0.2%
幸福実現党									292,084	0.5%
新党大地									226,552	0.4%
支持政党なし									125,019	0.2%
諸派					211,252	0.4%				
無所属（小選挙区）	26	5.6%	26	9.0%	4,315,028	7.8%				
合計	465	100.0%	289	100.0%	55,422,193	100.0%	176	100.0%	55,757,552	100.0%

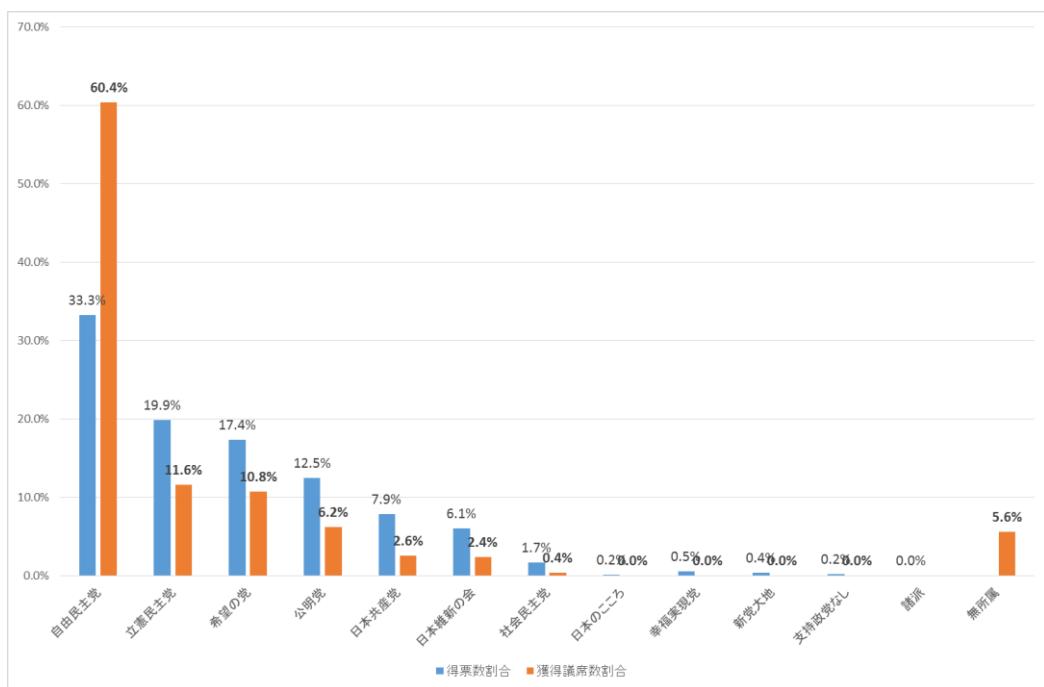
【出典：総務省 HP「政策 > 選挙・政治資金制度 > 第48回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 速報資料」「衆議院議員総選挙結果調」（H29.10.27 確定値発表）により作成】

(図1) 第48回衆議院総選挙における小選挙区の各党得票数と獲得議席数割合



【出典：同上】

(図2) 第48回衆議院総選挙における過剰代表又は過少代表（比例代表選挙の各党得票数と全体の議席数割合）



【出典：同上】

## 2. 参議院議員選挙制度

### 2.1 参議院議員通常選挙

「 参議院議員の半数を選ぶための選挙です。

参議院に解散はありませんから、常に任期満了(6年)によるものだけです。ただし、参議院議員は3年ごとに半数が入れ替わるよう憲法で定められていますので、3年に1回、定数の半分を選ぶことになるのです。

参議院議員の定数は242人で、うち96人が比例代表選出議員、146人が選挙区選出議員です。」



※鳥取県・島根県、徳島県・高知県はそれぞれ2県の区域が選挙区となります。

【出典: 総務省 HP「選挙・政治資金 > 選挙 > なるほど! 選挙 > 選挙の種類」。H.29.11.13  
採取。下線は片木】

## 2.2 参議院比例代表選挙の仕組み

- 重複立候補の制度はない。
- 非拘束名簿式**
  - 政党等は名簿登載者の順位を記載していない名簿を提出。得票数の多い者から順次当選人となる。
- 名簿届出政党等の総得票数
  - 候補者名の得票数と政党名の得票数を合算。

### 当選人決定の具体的な事例

候補者名の得票数と政党名の得票数を合算した総得票数が、○○党については400万票、△△党については300万票であるとすると、それぞれの当選人は、次のように決定されます。

○○党 総得票数：400万票				△△党 総得票数：300万票			
当・落	当選順位	氏名	得票数	当・落	当選順位	氏名	得票数
当	1	A	120万票	当	1	甲	90万票
当	2	B	100万票	当	2	乙	70万票
当	3	C	80万票	落	3	丙	50万票
落	4	D	60万票	落	4	丁	30万票
政党名の投票				政党名の投票			
40万票				60万票			

- 各政党等の総得票数に基づいてドント式により、各政党等の当選人の数を決定します。その結果、○○党は3議席、△△党は2議席となります。
- 各政党等について、候補者の当選人となるべき順位を、その得票数の最も多い者から順に決定します。当選人となるべき順位は、○○党については、A、B、C、D、△△党については、甲、乙、丙、丁の順となります。
- ②により決定された当選人となるべき順位に従い、①により決定された当選人の数に相当する数の候補者を当選人とします。当選人は、○○党については、A、B、C、△△党については、甲、乙となります。

(苫小牧市ホームページによる。)

ドント式の当選人数決定例（定数 10 人の場合）

名簿届出政党等		甲党		乙党		丙党	
名簿登載者数		10 人		7 人		5 人	
得票数		4,800 票		3,000 票		1,800 票	
除数	1	①	4,800	②	3,000	④	1,800
	2	③	2,400	⑥	1,500	⑩	900
	3	⑤	1,600	⑧	1,000		600
	4	⑦	1,200		750		450
	5	⑨	960		600		360
	6		800		500		
	7		685.71		428.57		
	8		600				
	9		533.33				
	10		480				
当選人の数		5 人		3 人		2 人	

（苫小牧市ホームページによる。）

### 3 多数代表制と比例代表制

#### 3.1 多数代表制

- ① 相対多数制 —— 少ない得票で可
- ② 絶対多数制 —— 二回投票制、フランス
- ③ リリ —— 優先順位付投票制、オーストラリア（小選挙区）

#### 3.2 比例代表制

- ① 単記移譲式 —— アイルランド、JS ミル（ヘア式）選考順位による投票
- ② 名簿式比例代表制
  - ア. 厳正拘束名簿式
  - イ. 単純拘束名簿式 —— ベルギー、有権者も選好示せる。
  - ウ. 非拘束名簿式
  - エ. 自由名簿式 —— スイス

### 3.3 比例代表制の比例配分の方式

#### ① 最大剰余法

- ・ ヘア式 有効投票数 ÷ 定数
- ・ ドループ式 有効投票数 ÷ 定数 + 1

#### ② 最大平均法 当選基数を用いない

- ・ ドント式 1. 2. 3. 4. - - - -
- ・ サント・ラーゲ式 1. 3. 5. 7. - - - -
- ・ 修正サント・ラーゲ式 1.4. 3. 5. 7. - - - -

### 3.4 「コンドルセのパラドックス」

コンドルセ――― フランス革命時の数学者、政治家。最高得票を取った候補者を無条件で当選とする方法（単純多数決法）では、二人ずつのペアの比較（一対比較法）で、たとえば、「潜在民意」が候補者 C > B > A の順であるにもかかわらず、A > B > C となる場合のあることを指摘。小選挙区制の下では、絶対多数（過半数）の票を取った者がいない場合には、当選者を決めるわけにはいかないと主張。

ヨーロッパ諸国においては、イギリスを除き、小選挙区制を採用する場合に絶対多数制がとられるようになった。世界の国々の中には、厳格にこの考え方を守り、過半数の得票者がでるまで、無制限に投票を続ける例もあるが、フランス等 14 カ国では、2 回の投票（2 回目は相対多数で可）にとどめている。

（西平重喜『各国の選挙』（2003 年、木鐸社）による。）

## 4 小選挙区制と比例代表制の利害得失 論点整理

小選挙区制 —— 各選挙区から 1 人の候補者だけ当選できる。

比例代表制 —— 各政党の得票率に応じて、議席を配分する。

論点	小選挙区制	比例代表制
民意の反映	・「少数者は更に努力奮闘して他の勝利を計るべきである」 (吉野)	・多様な民意が反映され、小政党でも議席がもてる。 ・小選挙区では、死票が生じる。 ・少数政党が不利となる。
政党本位、政策本位の選挙	・小選挙区における競争を通じて実現	・政党選挙を通じて実現
政権の安定	・多数党の形成により安定 ・比例代表制では、少数政党の乱立になる。	・少数政党の乱立になるとは限らない。「政党の構造化」にもよる。
議員の質等	・比例代表制では、党に束縛された党人政治家から構成されることになる。(バジョット) ・比例代表制では、拘束名簿式の場合、有権者と候補者の関係が疎遠になる。 ・選挙費用が少なくてすむ。	・小選挙区でも同じ(美濃部) ・人の選択は党に任せることが適当(同上)。 ・小選挙区では、地盤の固定化が進む。

【出典：加藤秀治郎『選挙制度の思想と理論』(芦書房(1998/01)) 等による。】

## 5 選挙制度と政党システム

### 5.1 デュベルジェの法則 Maurice Duverger (1917年～フランス)

- ① 比例代表制には、多くの政党を形成する傾向がある。
- ② 相対多数代表制には、二党制をもたらす傾向がある。
- ③ 二回投票制には、多くの政党を互いに連合させる傾向がある。

### 5.2 サルトーリの選挙制度論 (Giovanni Sartori, 1924年～イタリア)

デュベルジェの②は、政党の構造化の強い国の話。

#### ① 政党の構造化

大衆政党 —— 大衆が政党に関与 → 構造化強い  
名望家政党 —— 有力者のみ政党に関与 → 構造化弱い

#### ② 選挙制度の拘束性

小選挙区 → 拘束性強い  
比例 → 拘束性弱い

選挙制度が政党数の削減をもたらす効果

区分		選挙制度【の拘束性】	
		強い（多数代表制）	弱い（比例代表制）
政党制 [の構造化]	強い場合	(1) 選挙制度による政党数削減の効果あり	(2) 選挙制度の効果は政党制によって相殺・妨害される
	弱い場合	(3) 選挙区レベルでの削減効果のみ（全国レベルは別）	(4) 影響なし

【出典：加藤秀治郎『日本の選挙』(2003年、中公新書)P.148による。】

## (次回討論資料)

### 朝日新聞記事「参院選、3.08倍差「合憲」　合区後の一票の格差　最高裁」 (2017年9月28日付)

合区が初めて導入され、「一票の格差」が最大3・08倍だった昨年7月の参院選について、最高裁大法廷（裁判長・寺田逸郎長官）は27日、「合憲」と判断した。合区による格差縮小を評価した。その上で、二つの弁護士グループが各地の選挙管理委員会に求めた選挙無効の訴えを退ける判決を言い渡した。▼14面=社説、33面=判決要旨、34面=波紋

この日の判決は法改正に伴う格差縮小を評価しつつ、再び拡大することができないよう釘を刺した。自民党では、地元の不満が強い合区を改憲によって解消しようとする動きがある。格差が広がる懸念があり、国会の対応が問われる。

最高裁が2010年と13年の参院選で連続して「違憲状態」と判断したことを受け、国会は15年の公職選挙法改正で、鳥取と島根、徳島と高知の合区を含めた「10増10減」を実施。格差は13年の4・77倍から3・08倍に縮小した。

この日の判決は「参議院の創設以来初の合区を行い、数十年間にもわたり、5倍前後で推移してきた格差が縮小した」と評価。15年改正の付則に「19年参院選に向けた抜本的な見直し」が明記され、さらなる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されたとして、「違憲の問題が生じるほどの著しい不平等状態とは言えない」と、合憲と結論づけた。

一方で、判決は選挙制度の仕組みを決める上で、投票価値の平等の要請が後退してもよいとはいえない指摘。ただ、唯一の基準ではないとも述べ、都道府県の意義や実態などを一つの要素として考慮しても、国会の裁量を超えるとはいえないとの考え方を示した。裁判官15人のうち、11人の多数意見。鬼丸かおる、山本庸幸両裁判官は「違憲」、木内道祥、林景一両裁判官は「違憲状態」とする個別意見を示した。（岡本玄）

【出典：2017年9月28日付朝日新聞記事】